

旭川医科大学任期制教員の業績審査に関する細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和元年8月7日学長裁定)

旭川医科大学任期制教員の業績審査に関する細則の一部を改正する細則

旭川医科大学任期制教員の業績審査に関する細則（平成18年1月11日学長裁定）の一部について、下記右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第10条（略） <u>附 則</u> <u>この細則は、令和元年8月7日から施行し、改正後の別紙様式2—1は、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p>別紙様式1（略） （略） 別紙様式2—1 総務部 <u>人事課</u></p> <p>別紙様式2—2（略） 別紙様式3（略） 別紙様式4—1（略） 別紙様式4—2（略）</p> <p>【改正理由】 平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1条～第10条（略）</p> <p>別紙様式1（略） （略） 別紙様式2—1 総務部 <u>総務課</u></p> <p>別紙様式2—2（略） 別紙様式3（略） 別紙様式4—1（略） 別紙様式4—2（略）</p>